

(様式第1号)

平成22年度第2回

芦屋市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成22年12月22日 (水)	13:30~14:30
場 所	北館4階 教育委員会室	
出席者	会 長 日下部 昇 委 員 村上 恵美子 委 員 室井 明 委 員 伊藤 恵子 委 員 上條 敏子 委 員 野崎 勝義 委 員 河原 誠 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 山中市長 事 務 局 岡本副市長 事 務 局 藤原教育長 事 務 局 松本総務部長 事 務 局 小山人事課長 事 務 局 北條人事課課長補佐 事 務 局 福岡人事課職員	
事 務 局	人事課	
会議の公開	■ 公 開	
傍聴者数	0 人	

1 会議次第

(1) 会長挨拶

(2) 市長挨拶

(3) 議事

- ① 調査の請求に係る署名人数について
- ② 審査報告書の様式について
- ③ 会議の非公開に関する取扱いについて
- ④ その他

2 審議経過 開会

(日下部会長)

ただ今より、本年度2回目の芦屋市長等倫理審査会を開催させていただきます。今回は、議題に挙がっております各項目について、勉強会をしようという趣旨でございますが、議題の順番にとらわれずに、自由に討論していただければと考えています。

(日下部会長)

先ず、議題に挙げられております署名人数についてでございます。

芦屋市の条例では、調査の請求に際して有権者数の50分の1である1,547人の連署が必要となっておりますが、宝塚は100人、川西は50人となっております。これはひとつには濫用を防止するという観点がありますが、芦屋市の規模で約1,500人はどうなのかという問題があります。市民の方がどれだけ集まれば申し立てができるのかについて先ず、議論したいと思います。

(野崎委員)

自分なりに調べてみましたところ、福井・千葉・長崎が50人以上、和泉・宝塚が100人、浦安・加古川・三木・芦屋が50分の1、佐伯が100分の1以上でした。50分の1との規定が一番ハードルが高そうでした。

また、別件ですが、市会議員定数の削減について、2件ほど例がありますが、市民の請願はいずれも否決されました。これを鑑みますと、ハードルは少し下げた方がいいと感じております。

(事務局 小山人事課長)

署名人数の件につきましては、平成13年9月の総務常任委員会の中で、当時50人が妥当という意見と有権者の30分の1が妥当だとの意見が対立しておりました。この格差を縮めるべくお互いに歩み寄った結果、100人と50分の1に差は埋まった訳でございますが、やはり統一した基準を設けるには至りませんでした。

そこで、条例の原案としては50分の1で提出し、一方では修正動議という形で100人として提案されました結果、賛成多数で原案が可決され、修正動議は否決されております。

(野崎委員)

署名の人数を最終的に決定するのは市議会ですか。

(事務局 小山人事課長)

そうです。

(山中市長)

私も当時議会で原案の作成に携わっておりましたが、その際、現職の市長と対立

する候補者が出たときに、相手方のイメージダウンを図ろうとこの制度を利用することも考えられ、50人や100人ではすぐに集まるということになり、ハードルを高くしたというところがありました。

(野崎委員)

市民の声がなかなか届かないという状態があるならハードルを下げる方がいいと思います。50分の1は他市に比べても非常に厳しいと思います。

(伊藤委員)

50人、100人の市民が請求したくとも、約1,500人の署名が集まらないという状況はあるのですか。

(岡本副市長)

それはないと思います。それと、訴える内容ですが、条例に定められた倫理基準に合致するかどうかで請求の可否が決まります。

(上條委員)

あまりにも請求に必要な人数が少ないと濫用されないかと思います。

(村上委員)

芦屋市の規模からいくと50分の1でいいのではないかと思います。

(日下部会長)

次に、倫理審査会で扱える案件についてでございますが、収賄事件等であれば警察が先に動いていると思いますので、審査会で取り扱うものは、刑事事件に当たるようなものではなく、職務上倫理違反になるようなものになると思います。

(村上委員)

特別職の奇行、職員採用への介入等が当審査会にふさわしいと思います。

(日下部会長)

請求人数について、ハードルを下げるべきという強い意見が審査会の議論の中であったということでまとめたいと思います。

続いて、審査報告書の様式ですが、川西市の様式が、民事事件、刑事事件の判決と同じ書き方であり、弁護士なり裁判官なり検事をされていた方には読みやすい様式であるので、形としてはこういったものになると思われれます。

次にある一定の判断をするためには証拠を集める必要があるが、調査権限がどこまであるのか、一般の市民に対しても調査権限がどこまで及ぶのか。呼び出しに応じるのか。質問にどこまで答えるのか。黙秘権等にも配慮しなくてはならないと考えます。

当審査会が法的にどのようなものなのか、司法機関、捜査機関ではない、行政機関に調査権限を与えられるのか、与えていいのか、こういった点を考えていかなければならないと思います。

他にご意見やご質問等がありますか。

(野崎委員)

請求人数について、どういう形で結論を求めるのでしょうか。引き下げるべきという結論が出た場合、当審査会でどのように出すのでしょうか。多数決等で決するのでしょうか。そこらをお聞きしたい。

(岡本副市長)

野崎委員のおっしゃっておられた、署名の人数を下げるという議論は審査会の権限事項にはありません。ですので、この審査会の結論をもって条例の変更はできません。

(野崎委員)

審査会としてこういう結論を出したということを、例えば市議会に伝えること等をしないと、議論した内容について一切関係がないということになってしまいます。

(岡本副市長)

議論した内容については、会議録等で公表されます。

(日下部会長)

請求の人数についてこの審査会で決議は出来ないと思います。しかし、市長に考えて欲しいということで意見を出したいと思います。

市民が独自に調査して、倫理審査会に請求したという事例が他市ではありましたか。

(事務局 小山人事課長)

宝塚市で平成16年に市長が市議に暴言を吐いたという内容が新聞に掲載され、倫理条例に基づく審査請求が行われたことがあります。

(日下部会長)

市民の皆さんは、こういった審査会があると知らない人が多いと思うので、たまに広報に載せたらいいと思います。

請求の人数については、今回、議決はしないということで、50分の1の人数については厳しいのではないかとということで検討していただくことをお願いしたいと思います。

他に議論のテーマはありますか。

(河原委員)

審査報告書の様式については、弁護士には慣れていますが、一般市民の方には読みにくくないですか。表の形式にするなど工夫したらいいと思います。広報に載せるとすると広報は縦書きなので、検討しなければなりません。最終的に市民の目に触れるものとして、見やすくしたらいいのではないかと思います。

(日下部会長)

それと、審査会は原則公開のお話がありましたが、公開の趣旨はどこにあるのか。裁判については手続きの公正さを担保するというのですが、公開の場で一般の第三者のきわめて個人的な話を聞くことがいいのか。ケースバイケースになるとは思いますが、それだと無秩序になることもある。

(河原委員)

審査会の活動として、情報収集と、集めた情報をどう判断するかの議論と2つの性質があると思います。情報収集の過程は人目にさらされると言いにくいことがあるかと思いますが、それを収集した後の議論については公開となると思います。

(日下部会長)

市のトップが職務上の倫理に反したときに、市民がものを言えるという場がこの場なのではないか。とするならば、この場で行っている議論は基本的には公開しなければならない。原則はそういうことかなと思います。

その原則は徹底できない点もありますが、ケースバイケースで考えていくと難しい問題です。そのあたりはまた次回に考えたいと思います。

ありがとうございました。